

日本赤十字社等に寄せられた義援金とその配付状況—その1 4—

[全体状況]

日本赤十字社と中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団の四団体に寄せられた国内外の皆様方からの東日本大震災の義援金は、10月28日現在で3,340億円です。皆様方の温かいご支援に深く感謝申し上げます。

この義援金は、日本赤十字社等から、まず被災都道県に送金され、各都道県の義援金配分委員会で被災者への配付基準が定められます。その上で、市町村を通じ、銀行口座振込などの形で、被災者の御手元に届けられています。

日本赤十字社等では、宮城県など被害が大きかった地域での未確定の被害に対応するための当面の留保分を除き、順次送金しています。現在までに、募金総額の9割の3,050億円が都道県に送金されています。

<第1次分について>

第1次分については、4月に基本方針（※1）が定められ、979億円が市町村に送金されています。

被災者への配付状況は、配付額で911億円、配付件数で34万2,753件となっています。市町村に送金された義援金の9割強が被災者のお手元に届いています。

（※1）4月に定められた基本方針

- | | | |
|-----------|--------|------|
| ・死亡・行方不明者 | 1人当たり | 35万円 |
| ・住宅全壊（焼） | 1戸当たり | 35万円 |
| ・住宅半壊（焼） | 1戸当たり | 18万円 |
| ・原発避難関係世帯 | 1世帯当たり | 35万円 |

<第2次分について>

第2次分については、6月に基本方針（※2）が定められ、1,737億円が市町村に送金されています。

第2次分の被災者への配付基準については、各都道県の義援金配分委員会で決定されていますが、福島県を除いて概ね第1次分の対象と同様とされています。この場合は新たな罹災証明書の発行や振込口座の確認等が不要ですので、第1次分以上のスピードで配付が進み、市町村へ送金された額の9割が配付されます。

（※2）6月に定められた基本方針

- ・被災の程度に応じて被災都道県に配分する。この際、便宜、死亡・行方不明者の数、全・半壊の戸数、原発避難関係世帯の数を、被災の程度の指標とする。
- ・特段の事情がない限り、このルールに基づき定期的に被災自治体に配分する。

[被災都道県別の状況]

(1) 被災3県の状況

○岩手県

- ・第1次分は、9割弱の配付が完了しています。
- ・第2次分は、既に1次分を配付した方への配付が概ね完了しています。

○宮城県

- ・第1次分は、配付が概ね完了しています。
- ・第2次分は、既に第1次を配付した方への配付が概ね完了しています。

○福島県

- ・第1次分は、配付が概ね完了しています。
 - ・第2次分は、
 - ① 市町村に対し被災状況に応じ枠配分とし、市町村に配付基準を委ねることとされたため、市町村における配付基準の策定手続が必要となった
 - ② 東京電力から原発事故の仮払金が支払われた地域の市町村を中心に、第1次分の世帯単位の考え方から第2次分は個人単位に切り替えた
- などの事情があり、他県とは異なっていますが、市町村に送金された第2次分の額の9割の配付が完了しています。ただし、伊達市、桑折町の2市町で配付が開始されていません。

(2) その他12都道県の状況

①配付が完了している自治体

- ・北海道
- ・山形県
- ・群馬県
- ・新潟県
- ・長野県

②配付が概ね完了している自治体

- ・青森県
- ・茨城県
- ・栃木県（ただし、小山市《97件》は、第1次分、第2次分とも、配付を開始していません。）
- ・埼玉県（ただし、行田市《1件》は、第2次分の配付を開始しておりません。吉川市《1件》では第1次分、第2次分とも配付してません。）
- ・東京都

③その他の自治体

○千葉県《配付対象は1万1千件強》

- ・第1次分は、8割の配付が完了しています。
- ・第2次分は、第1次分が配付された方への配付が概ね完了しています。茂原市《1件》では、第1次分、第2次分とも配付しておりません。

○神奈川県《配布対象は148件》

- ・第1次分、第2次分とも3割の配付に留まっていますが、横浜市《124件》、秦野市《10件》で新たな被害が確認されたことによるものです。